

森林経営管理法施行に向けて

質問Ⅱ 森林政策課に人員を増やさないか
答弁Ⅱ 状況をみながら検討



市川 けんじ 議員

平成30年5月25日「森林経営管理法」が可決され、平成31年4月1日から施行される。スギやヒノキの人工林が林業の不況や管理者の不在により手入れが途絶え、荒れて未整備の森林を町が山主から預かり整備を進めることが可能になる法律のようだ。町では「山の手入れで元氣モリモリ事業」や「吉野川水源の森整備事業」を活用しているが、この法によりどのように変わっていくのか。また、森林環境譲与税（仮称）が毎年、町に配分されてくるとのことだが、どのように活

用するののか。

平成30年11月11日の高知新聞に町は森林経営管理法の施行に対し「やや不安」と、アンケート調査で回答していたが、どのような不安があるののか。

野村森林政策課長

この法が施行されると、森林所有者の方が自ら経営や管理を行うことが難しい場合であって、町が必要かつ適当と認める場合において、森林の管理を引き受けることで森林の整備が一定進むことが、期待される。

しかし、一気に町全体を対象にすることは現実的ではなく、一定の区域を手始めに進めていく。森林環境譲与税（仮称）の用途については、間伐や森林作業道整備、放置竹林対策を含む里山整備、林業の担い手の確保と育成など。

不安要因はこれまでの業務に加え、新たに、大変重

い業務が加わることから、人員体制の確保が必要である。

市川議員

① 様々な事業が可能になるようだ。町が森林整備を引き受けた場合、作業道などを開設し将来的に収益を上げる森林を目指すことは可能か。

② 不安要因については、確かに今まで以上に大変な作業が増えてくることが予想される。

森林政策課に人員の増員が必要と思われるが、人事担当者である副町長の考えは。

野村森林政策課長

① 搬出間伐などを実施するにあたり、森林作業道などを開設し、結果として、民間事業者に再委託ができるような森林に誘導することは可能である。

久松副町長

② 町全体の職員数、森林政策課に新たに加わる業務内容を精査し、速やかに配置をする。

「観光協会」どこへ

質問Ⅱ コパに戻さないか
答弁Ⅱ 他の場所で検討

市川議員

この町観光協会は平成18年4月に設立され、ギャラリコパで業務を始め、町の中心市街地活性化事業に関連し、現在は役場前「交流館なないろ」で業務を行っている。そこは契約上、平成32年3月までとなっており、4月以降取り壊しが決まっていると聞く。

平成30年6月議会において、他の議員より移転について的一般質問もあり、素早い対応が望まれていた。

町はJR伊野駅舎に併設できるように、建て替えを希望しているが「財源確保の観点から補助事業を探しているところ」との説明を受けている。この計画は予定通り実施するのか。補助事業はあったのか。建て替えにしても空き家に移転するにしても、あと1年3か月だ。

概略設計のための予算が今議会に提案されていないため、心配しての質問だ。

森田産業経済課長

移転先については、JR伊野駅との併設に向け、建設費の負担割合等についても、四国旅客鉄道株式会社と協議を行っている。財源についても現在はまだ検討中である。併設せずに「観光協会のみを駅周辺に建設するか、又は、空き店舗を活用するか」様々なパターンを想定している。

市川議員

6か月たつて全く進んでいない。行く場所がないから、ギャラリコパに戻してはどうか。

池田町長

観光協会窓口は町外、又は国外からのお客様に対し、分かりやすい場所が重要と考えることから、現在の位置、又は駅周辺を検討する。